

5. 用語解説

【あ】

●アウトリーチ

対象者のいる居宅等を訪問して働きかける支援形態こと。

●育児休業

こどもが1歳(一定の条件を満たす場合は最長で2歳)に達するまでの間、働いている人がこどもを養育するために取得できる休暇のこと。

●イクボス

男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。子育てに積極的に関わる男性をイクメンと呼ぶのに倣い、そのイクメンを職場で支援するために、部下の育児休業取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーをイクボスと呼ぶ。

●医療的ケア児

日常生活及び社会的生活を営むために、常に医療的ケアが必要な児童のこと。

【か】

●家庭教育

保護者などがこどもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点となるもの。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うもので、人生を自ら切り拓く「生きる力」の基礎を築くために必要とされている。

●家庭的保育

保育士や看護師などの資格を有する者(家庭的保育者)の居宅等で少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育のこと。

●合計特殊出生率

母の年齢別出生数÷年齢別女子人口の15歳から49歳までの合計で算出される。一人の女性が生涯に産むことも数の平均。

●コーホート変化率法

コーホートとは、同年あるいは同期間に出生した集団を意味する。コーホートを用いて、時系列を軸に人口の変化を性別・年齢別に捉えたものを変化率として算出する将来人口の推計方法。

●子育て世代包括支援センター

主に妊産婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

●こども家庭センター

妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。

●コミュニティ・スクール

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校運営協議会を設置している学校のこと。

【さ】

●次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年4月1日から施行されている法律のこと。令和6年5月の改正により法律の有効期限が 10 年間再延長され、令和 17年3月 31 日までとなっている。

●児童虐待

身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。虐待を発見したり、虐待の疑いがある場合の通告は、法律で義務づけられている。

●児童の権利に関する条約

平成元年の 11 月に国連総会において採択された、世界中すべてのこどもたちがもつ人権(権利)を定めた条約のこと。

●スクールカウンセラー

問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。

【た】

●待機児童

認可保育園への入所要件を満たし、入所の申し込みをしているが、施設の不足や保育希望時間の調整がつかないなどの理由によって入所できない児童。

【な】

●認定こども園

幼稚園と保育園の機能、特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う、小学校就学前の施設。保護者の就労の有無等に関わらず入園できる。

【は】

●PDCAサイクル

業務管理手法の一つ。(1)業務の計画(Plan)を立て、(2)計画に基づいて業務を実行(Do)し、(3)実行した業務を評価(Check)し、(4)改善(Action)が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

●プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこと。

【や】

●ヤングケアラー

家事や家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

●要保護児童対策地域協議会

虐待などが原因で、保護者に監護させるのが不相当と認められる者、養育を支援することが特に必要な者、出産前から特に支援が必要な妊婦を対象に、適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議を行う。

【わ】

●ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。